

市立島田市民病院公式 WEB サイトリニューアル業務委託

プロポーザル実施要領

令和元年 8 月 5 日

市立島田市民病院 事務部 経営企画課

【目次】

1. 業務の概要	
1.1 業務名	3
1.2 目的	3
1.3 業務内容	3
1.4 委託期間	3
1.5 提案上限額	3
1.6 支払方法	3
2. プロポーザルに関する事項	
2.1 参加資格	4
2.2 スケジュール	4
2.3 実施要領の配布	5
2.4 参加申込書の提出	5
2.5 質疑及び回答	6
2.6 企画提案書等の提出	6
2.7 企画提案書等の作成	7
2.8 優先交渉権者等の選定方法	7
2.9 契約	8
2.10 プロポーザル参加に際しての留意事項	9

1. 業務の概要

1.1 業務名

市立島田市民病院公式 WEB サイトリニューアル業務

1.2 目的

市立島田市民病院公式 WEB サイトは、平成 25 年にリニューアルを行ったが、市販ソフト「BIND7」(㈱デジタルステージ) を使った職員による手造りサイトであるため、高度化・多様化する閲覧者のニーズやアクセシビリティ対応、ブランド力(魅力)をアピールできる訴求力の向上、新医療広告ガイドラインへの対応が求められる中、その要望に万全に応えることができていない現状となっています。

そのため、職員の技術スキルに頼らず作成・更新できる「WEB サイト管理ツール(CMS)」を導入し、市立島田市民病院公式 WEB サイトの一新を図る。

については、業務の取組方針やシステム機能等の提案を広く受け、業務委託の履行にもっとも適した委託候補者を選定するため、プロポーザルを実施する。

1.3 業務内容

【別紙】「市立島田市民病院公式 WEB サイトリニューアル業務委託仕様書」のとおり

1.4 委託期間

契約日から令和 2 年 3 月 31 日まで

1.5 提案上限額

本業務にかかる費用の合計額は、4,224,000 円以内とする(消費税及び地方消費税を含む)。なお、これを超えた提案は無効とする。なお、今年度については、保守委託費を含むものとするが、次年度以降の WEB サイト管理運営保守委託費は年額 490,600 円以内とする(消費税及び地方消費税を含む)。

1.6 支払い方法

本業務にかかる費用は、完了検査後、請求があった日から 30 日以内に指定された口座に振り込む。

2 プロポーザルに関する事項

2. 1 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、【様式1】参加申込書の提出日現在において以下の条件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 島田市入札参加資格者名簿(物品等)「電算業務」の業種に登載されている者であること。
なお、契約時においても同様の種目に登録されていること
 - (2) 導入するCMSは、病院(病床数400床以上)での実績があり、JIS X8341 -3:2016の「等級A、AA」に配慮したパッケージであること。
 - (3) 島田市入札参加制限等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (6) 自己又は自社の役員等が、次いずれにも該当する者でないこと、及び次の(ア)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律平成3年法律第77号)2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)号に規定する暴力団をいう。以下同じ)
 - (イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2号第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、社者若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- ※(3)～(6)については、連携協力企業等(参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者)があるときは、当該連携協力企業等においても同様とする。

2. 2 スケジュール

項目	日程
告示	令和元年 8 月 5 日 (月)
実施要領等の配布	令和元年 8 月 5 日 (月) ～ 8 月 22 日 (木)
参加申込書提出期限	令和元年 8 月 22 日 (木)
質疑書の受付期限	令和元年 8 月 22 日 (木)
参加資格確認通知	令和元年 8 月 26 日 (月)
質疑書に対する回答期限	令和元年 8 月 27 日 (火)
企画提案書提出期限	令和元年 9 月 2 日 (月)
一次審査 (書類審査)	令和元年 9 月 3 日 (火) ～ 9 月 5 日 (木)
一次審査結果通知期限	令和元年 9 月 6 日 (金)
二次審査 (プレゼンテーション)	令和元年 9 月 12 日 (木)
最終選考結果通知期限	令和元年 9 月 17 日 (火)
契約締結	令和元年 9 月 24 日 (火) 予定

2. 3 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和元年 8 月 5 日 (木) ～ 8 月 22 日 (木)

(2) 配布方法

当院 WEB サイトからダウンロードする。

2. 4 参加申込書の提出

2.4.1 提出期限

8 月 22 日 (木) 午後 4 時まで

※市立島田市民病院経営企画課に持参又は郵送にて提出する。

2.4.2 提出場所・方法

経営企画課へ事前に電話連絡の上、参加申込書等を持参し提出すること。

2.4.3 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各 1 部提出しなければならない。

(1) 【様式 1】 参加申込書

- (2) 【様式 2】 参加資格に関する申立書
- (3) 【様式 3】 受注実績調書
- (4) 【様式 4】 会社概要書

2.4.4 参加資格確認通知

令和元年 8 月 26 日（月）までに、参加申込書に記載された連絡先に E メールで通知する。

2.4.5 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（任意の様式）を経営企画課へ事前に電話連絡の上、持参又は郵送により提出すること。なお既に提出された書類は返却しない。

2.5 質疑及び回答

質疑がある場合は、【様式 5】 質疑書を提出すること。質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

2.5.1 質疑書の提出

(1) 提出期限

8 月 22 日（木）午後 4 時まで

(2) 提出場所・方法

経営企画課へ持参又は E メール（keieikikaku@municipal-hospital.shimada.shizuoka.jp）にて提出すること。なお、件名は「市立島田市民病院公式 WEB サイトリニューアル業務質疑」とすること。

2.5.2 質疑書の回答

質疑に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、参加申込書を提出した者全員に対して、令和元年 8 月 27 日（火）までに E メールにて回答する。

2.6 企画提案書等の提出

参加申込書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次とおり企画提案書等を提出すること。なお、提案は 1 社 1 案とする。

2.6.1 提出書類

- (1) 企画提案書（任意の様式・カラー印刷） 9 部
- (2) 【別紙 1】 CMS 機能要件一覧表 9 部
- (3) 企画提案書の電子データ（CD-R） 1 枚

(4) 【様式6】費用見積書（構築費用）・【様式 6（別紙）】費用見積明細書（構築費用）各
9 部

(5) 【様式7】費用見積書（保守費用）・【様式 7（別紙）】費用見積明細書（保守費用）各
9 部

2.6.2 提案書等の提出

(1) 提出期間

令和元年 8 月 28 日（水）～9 月 2 日（月）午後 4 時まで

(2) 提出場所・方法

経営企画課へ事前に電話連絡の上、企画提案書等を持参により提出すること。

2.7 企画提案書等の作成

2.7.1 企画提案書等の作成

【別紙 2】企画提案書作成要領に基づき作成すること。

2.7.2 見積書の作成

(1)構築費用

設計関連費、デザイン費、CMS 導入費、外部 ASP 等導入費、サーバ等環境構築費、データ移行費、研修費等、リニューアル業務にかかるすべての費用の合計を記載すること。ただし、構築金額は 3,840,000 円以内とする（消費税及び地方消費税を含まない）。ただし、当年度の保守費用は、構築費に含めるものとする。

(2)保守費用

費用見積書（保守費用）には、新サイト運用の次年度以降のハードウェア、ソフトウェア等システム保守及びサーバ運用経費（WEB 公開サーバの運用、CMS サーバの運用、ドメイン管理料、https 通信の SSL/TSL 認証費用）にかかるすべての費用合計を記載のこと。費用見積明細書については、年一度発生する費用は年額とし、それ以外は月額として記入すること。ただし、保守費用は年間 446,000 円以内とする（消費税及び地方消費税を含まない）。

2.8 優先交渉権者等の選定方法

書類審査による一次、プレゼンテーションによる二次審査で評価・採点を行い、合計数の高い順から優先交渉権者及び次点とする。

2.8.1 一次審査（700 点）

【別紙 3】審査実施要領に沿って、次の 4 つの書類について評価し点数化する。

- (1)基準点(350点)・・・CMS機能要件一覧表
- (2)提案評価点(250点)・・・企画提案書
- (3)価格点ア(50点)・・・費用見積書(構築費用)
- (4)価格点イ(50点)・・・費用見積書(保守費用)

2.8.2 一次審査結果通知

一次審査の結果は、参加者全員に対し令和元年9月6日(金)までに、参加申込書に記載された連絡先Eメールに通知する。

尚、この時点で一次審査評価点数は公表しない。

2.8.3 二次審査(300点)

【別紙3】審査実施要領に沿って令和元年9月12日(木)に実施し、プレゼンテーションの内容を評価し点数化する。

2.8.4 優先交渉権者の決定

一次審査と二次審査の合計で、最高評価点を得た者を優先交渉権者とする。提案者が1社の場合及び最高評価点獲得者が2社以上ある場合の契約候補者の選定は、【別紙3】審査実施要領に沿って行う。

2.8.5 最終審査結果通知及び優先交渉権者の公表

(1) 結果通知

最終審査の結果は、参加者全員に対し令和元年9月17日(火)までに、参加申込書に記載された連絡先Eメールに通知する。

(2) 非選定理由の説明

非選定理由について説明を求める場合は、最終審査結果通知後1週間に限り認める。

2.9 契約

2.9.1 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づき協議を行い両者協議が整った場合、令和元年9月18日以降に本業務にかかる契約を締結する。

なお、本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない。(企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示めされている場合を除く。)ただし、必要により一部を再委託する場合は、当院と協議の上その承認を得るものとする。

2.9.2 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

2.9.3 契約条項等

別に定める契約書のほか、島田市病院事業会計規定等の定めるところによる。

2.9.4 契約期間

(1) リニューアル業務にかかる業務委託契約

契約締結日から令和2年3月31日までとする。

(2) 運用保守にかかる業務委託契約

令和2年度以降、本システムを利用する間毎契約更新。

2.10 プロポーザル参加に際しての留意事項

2.10.1 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) 参加申込書を提出した後、期限内に企画提案書等の提出がされない場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- (5) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対し内容を意図的に開示した場合
- (6) 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

2.10.2 留意事項

- (1) 提出された企画案書等は返却しない。
- (2) 提出以降における企画案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出された企画案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において当院が複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (6) 企画提案書等の作成のために当院より受領した資料は、当院の許可なく公表又使用することはできない。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

市立島田市民病院 事務部 経営企画課

〒427-8502 静岡県島田市野田 1200 番地の 5

(TEL) 0547-35-2111

(FAX) 0547-36-9155

(E メール) keieikikaku@municipal-hospital.shimada.shizuoka.jp